

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 10 月 3 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 35 号

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 39 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 1 の表新潟市西川体育センターの項を次のように改める。

新潟市西川体育センター	新潟市西蒲区川崎 1 番地 1
(1) 体育館	
(2) トレーニング室	

別表第 2 のうち 2（42）の表を次のように改める。

(42) 新潟市西川体育センター

体育館

専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合 700
		入場料を徴収する場合 1,400
	営利又は営業を目的とする場合	— 9,100
上に掲げるもの以外の各種の行事及	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合 2,800

び集会の利用		入場料を徴収する場 合	5,600
	営利又は営業を目 的とする場合	—	9,100
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使 用料の額の2分の1の額とする。			

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。